

令和4年 第19回 福岡市東区選挙管理委員会

11月20日（日）

【 議 題 】

- 1 議案第92号 福岡市長選挙における投票立会人の変更に係る専決処分の承認を求めることについて
- 2 議案第93号 選挙人名簿から抹消する者について
- 3 議案第94号 在外選挙人名簿から抹消する者について

< 次 回 >

委員会 令和4年12月1日（木）午後5時00分～

議案第 92 号

福岡市長選挙における投票立会人の変更に係る専決処分の承認を求める  
ことについて

地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分した  
ので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 4 年 11 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕 江

(根 拠)

・議決 地方自治法施行令第 137 条第 1 項及び第 2 項の規定による。

第百三十七条

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めると  
き、(略)委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれ  
を委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決第 10 号

福岡市長選挙における投票立会人の変更について

令和 4 年 11 月 20 日執行の福岡市長選挙における東区の投票区の投票立会人を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 11 月 18 日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕江

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第 137 条第 1 項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法第 38 条第 1 項の規定による。

地方自治法施行令

第一百三十七条第一項

選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

公職選挙法

第三十八条(投票立会人)

市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

令和4年11月20日執行 福岡市長選挙 投票立会人変更一覧

1 解任する者

投票区	立会時間	住 所	氏 名	党 派
青葉第二	午前7時00分～ 午後1時30分	福岡市東区	大島 祥子	無所属
香椎下原第一	午前7時00分～ 午後1時30分	福岡市東区	本郷 希幸	無所属
三苫	午後1時30分～ 午後8時00分	福岡市東区	阿部 光廣	無所属

2 選任する者

投票区	立会時間	住 所	氏 名	党 派
青葉第二	午前7時00分～ 午後1時30分	福岡市東区	綿井 修	無所属
香椎下原第一	午前7時00分～ 午後1時30分	福岡市東区	本郷 美千代	無所属
三苫	午後1時30分～ 午後8時00分	福岡市東区	尾田 由美子	無所属

議案第 93 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 4 年 11 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡辺 裕江

- |   |           |                  |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 抹消する者の数   | 547 人            |
|   | 内訳 死亡者    | 267 人            |
|   | 市外転出者     | 280 人            |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり           |
| 3 | 抹消年月日     | 令和 4 年 11 月 20 日 |

(根 拠)

・議決 公職選挙法第 28 条の規定による。

第二十八条 (登録の抹消)

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第二十七条 (表示及び訂正等)

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和4年11月20日 抹消者数

参考①

投 票 区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 馬出第一	5	1	6	1	3	4	6	4	10
2 馬出第二	1	2	3	4	1	5	5	3	8
3 箱崎第一	1	4	5	9	1	10	10	5	15
4 箱崎第二	5	3	8	2	2	4	7	5	12
5 箱崎第三	3	3	6	4	5	9	7	8	15
6 管松第一	2	1	3	7	4	11	9	5	14
7 管松第二	1	1	2	7	3	10	8	4	12
8 管松第三	4	6	10	2	1	3	6	7	13
9 松島第一	0	0	0	5	6	11	5	6	11
10 松島第二	3	2	5	4	4	8	7	6	13
11 名島第一	5	6	11	2	2	4	7	8	15
12 名島第二	3	3	6	10	9	19	13	12	25
13 千早	1	2	3	4	8	12	5	10	15
14 千早西	2	6	8	1	1	2	3	7	10
15 香陵	1	0	1	0	0	0	1	0	1
16 香椎浜	5	3	8	4	2	6	9	5	14
17 城浜	6	1	7	0	0	0	6	1	7
18 多々良第一	7	5	12	6	6	12	13	11	24
19 多々良第二	3	2	5	2	2	4	5	4	9
20 八田	4	0	4	0	1	1	4	1	5
21 青葉第一	2	2	4	3	0	3	5	2	7
22 青葉第二	1	3	4	1	0	1	2	3	5
23 舞松原第一	3	2	5	0	0	0	3	2	5
24 舞松原第二	1	3	4	2	4	6	3	7	10
25 若宮第一	2	2	4	4	4	8	6	6	12
26 若宮第二	0	4	4	7	3	10	7	7	14
27 香椎第一	2	4	6	2	2	4	4	6	10
28 香椎第二	2	1	3	10	6	16	12	7	19
29 香椎下原第一	1	3	4	3	5	8	4	8	12
30 香椎下原第二	2	4	6	6	3	9	8	7	15
31 香椎東第一	4	3	7	6	2	8	10	5	15
32 香椎東第二	2	0	2	0	0	0	2	0	2
33 香住ヶ丘第一	5	9	14	5	7	12	10	16	26
34 香住ヶ丘第二	4	4	8	3	0	3	7	4	11
35 和白第一	1	6	7	3	4	7	4	10	14
36 和白第二	4	6	10	3	2	5	7	8	15
37 三苦	6	3	9	4	3	7	10	6	16
38 奈多第一	2	5	7	0	1	1	2	6	8
39 奈多第二	2	1	3	2	1	3	4	2	6
40 美和台第一	5	2	7	2	2	4	7	4	11
41 美和台第二	5	2	7	1	1	2	6	3	9
42 和白東第一	6	2	8	4	6	10	10	8	18
43 和白東第二	3	4	7	2	2	4	5	6	11
44 西戸崎第一	4	4	8	3	0	3	7	4	11
45 西戸崎第二	1	2	3	0	0	0	1	2	3
46 志賀第一	1	0	1	1	0	1	2	0	2
47 志賀第二	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48 志賀第三	0	1	1	0	0	0	0	1	1
49 照葉第一	0	0	0	2	1	3	2	1	3
50 照葉第二	1	0	1	5	2	7	6	2	8
合 計	134	133	267	158	122	280	292	255	547

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和4年11月5日現在登録者数			令和4年11月20日消			移替									令和4年11月20日現在登録者数					
	男	女	計	男	女	計	抹消			登録			男	女	計	男	女	計			
							男	女	計	男	女	計									
1 馬出第一	2,659	2,995	5,654	6	4	10												0	2,653	2,991	5,644
2 馬出第二	2,196	2,318	4,514	5	3	8												0	2,191	2,315	4,506
3 箱崎第一	2,630	3,003	5,633	10	5	15												0	2,620	2,998	5,618
4 箱崎第二	3,030	3,003	6,033	7	5	12												0	3,023	2,998	6,021
5 箱崎第三	2,816	3,284	6,100	7	8	15												0	2,809	3,276	6,085
6 菅松第一	2,855	2,605	5,460	9	5	14												0	2,846	2,600	5,446
7 菅松第二	3,705	3,794	7,499	8	4	12												0	3,697	3,790	7,487
8 菅松第三	3,178	2,888	6,066	6	7	13												0	3,172	2,881	6,053
9 松島第一	2,989	2,469	5,458	5	6	11												0	2,984	2,463	5,447
10 松島第二	3,159	3,217	6,376	7	6	13												0	3,152	3,211	6,363
11 名島第一	4,506	4,941	9,447	7	8	15												0	4,499	4,933	9,432
12 名島第二	1,940	2,102	4,042	13	12	25												0	1,927	2,090	4,017
13 千早	4,574	5,966	10,540	5	10	15												0	4,569	5,956	10,525
14 千早西	2,475	2,890	5,365	3	7	10												0	2,472	2,883	5,355
15 香陵	2,067	2,496	4,563	1	0	1												0	2,066	2,496	4,562
16 香椎浜	2,712	3,569	6,281	9	5	14												0	2,703	3,564	6,267
17 城浜	1,092	1,516	2,608	6	1	7												0	1,086	1,515	2,601
18 多々良第一	4,961	4,418	9,379	13	11	24												0	4,948	4,407	9,355
19 多々良第二	1,043	1,204	2,247	5	4	9												0	1,038	1,200	2,238
20 八田	2,507	3,144	5,651	4	1	5												0	2,503	3,143	5,646
21 青葉第一	2,500	2,927	5,427	5	2	7												0	2,495	2,925	5,420
22 青葉第二	1,973	2,209	4,182	2	3	5												0	1,971	2,206	4,177
23 舞松原第一	1,746	1,995	3,741	3	2	5												0	1,743	1,993	3,736
24 舞松原第二	2,159	2,574	4,733	3	7	10												0	2,156	2,567	4,723
25 若宮第一	2,443	2,686	5,129	6	6	12												0	2,437	2,680	5,117
26 若宮第二	1,446	1,513	2,959	7	7	14												0	1,439	1,506	2,945
27 香椎第一	2,861	3,101	5,962	4	6	10												0	2,857	3,095	5,952
28 香椎第二	2,219	2,552	4,771	12	7	19												0	2,207	2,545	4,752
29 香椎下原第一	1,602	1,676	3,278	4	8	12												0	1,598	1,668	3,266
30 香椎下原第二	4,527	4,136	8,663	8	7	15												0	4,519	4,129	8,648
31 香椎東第一	2,942	3,166	6,108	10	5	15												0	2,932	3,161	6,093
32 香椎東第二	2,452	2,722	5,174	2	0	2												0	2,450	2,722	5,172
33 香住ヶ丘第一	4,539	4,380	8,919	10	16	26												0	4,529	4,364	8,893
34 香住ヶ丘第二	2,379	2,780	5,159	7	4	11												0	2,372	2,776	5,148
35 和白第一	2,425	2,593	5,018	4	10	14												0	2,421	2,583	5,004
36 和白第二	2,771	3,108	5,879	7	8	15												0	2,764	3,100	5,864
37 三苦	3,568	3,836	7,404	10	6	16												0	3,558	3,830	7,388
38 奈多第一	2,350	2,731	5,081	2	6	8												0	2,348	2,725	5,073
39 奈多第二	1,187	1,402	2,589	4	2	6												0	1,183	1,400	2,583
40 美和台第一	2,952	3,397	6,349	7	4	11												0	2,945	3,393	6,338
41 美和台第二	3,112	3,633	6,745	6	3	9												0	3,106	3,630	6,736
42 和白東第一	2,613	2,865	5,478	10	8	18												0	2,603	2,857	5,460
43 和白東第二	2,339	2,587	4,926	5	6	11												0	2,334	2,581	4,915
44 西戸崎第一	1,811	2,058	3,869	7	4	11												0	1,804	2,054	3,858
45 西戸崎第二	579	658	1,237	1	2	3												0	578	656	1,234
46 志賀第一	426	495	921	2	0	2												0	424	495	919
47 志賀第二	74	102	176	0	0	0												0	74	102	176
48 志賀第三	105	121	226	0	1	1												0	105	120	225
49 照葉第一	1,284	1,379	2,663	2	1	3												0	1,282	1,378	2,660
50 照葉第二	3,116	3,429	6,545	6	2	8												0	3,110	3,427	6,537
合計	123,594	134,633	258,227	292	255	547	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	123,302	134,378	257,680

議案第 94 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 4 年 11 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕江

- 1 抹消する者の数 1 人  
内訳 住民票が新たに作成された後 4 箇月を経過した者 1 人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 抹消年月日 令和 4 年 11 月 20 日

(根拠)

・議決 公職選挙法第 30 条の 11 の規定による。

第三十条の十一（在外選挙人名簿の登録の抹消）

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第三十条の十（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が（中略）在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。